

盛岡中央消防署庁舎に設置する免震装置の国土交通大臣認定不適合について

平成 30 年 11 月 26 日
総 務 部

1 経過及び概要

(1) 平成 30 年 10 月 16 日の国の発表

国土交通省が発表した国土交通大臣認定への不適合品の中に、盛岡中央消防署庁舎に設置している K Y B 株式会社製の免震オイルダンパーが含まれていることが確認された。

また、国土交通省は、K Y B 株式会社が行った第三者機関による安全性の検証において、不適合品が使用されている建築物のうち、特に大臣認定等の基準から乖離値が大きい建築物について、震度 6 強から震度 7 程度の地震に対して倒壊するおそれはないとの見解が得られている事実を公表した。

(2) 平成 30 年 10 月 19 日の K Y B 株式会社の発表

K Y B 株式会社が検査工程等における不適切行為に関する物件 70 件を公表し、この中で当該庁舎は、検査データが書き換えされたか否か「不明」の区分に該当していた。

2 K Y B 株式会社及び前田建設工業株式会社から確認した内容

平成 30 年 11 月 8 日に、K Y B 株式会社及び当該庁舎の建設業者である前田建設工業株式会社が盛岡地区広域消防組合へ来庁し、同組合では次のとおり確認したものである。

(1) K Y B 株式会社から確認した内容

当該庁舎の免震オイルダンパーは、検査データを記録した「性能検査記録表」が見当たらないため、「不明」の区分としており、11 月末日までに同記録表が見つからない場合は、4 基全てを不適合品と判断し、遅くとも 2020 年度までの交換を目標とする。

(2) 前田建設工業株式会社から確認した内容

ア 当面の安全性を確保するため、国土交通省が示した「安全性検証」（免震オイルダンパーの減衰力係数を、国の基準である基準値の±15%から上限+24%、下限-17%まで拡大した値で構造再計算を行い、極めて希に発生するレベル 2 の地震動に対しても倒壊し、又は崩壊しないことを検証するもの。）を行い、その結果を 12 月末日までに第三者機関に確認を得ることで対応する。

イ 維持管理面においては、「震度 5 弱以上」の地震で行うこととしている応急点検を、「震度 3 以上」の地震において行うよう実施基準を強化する。

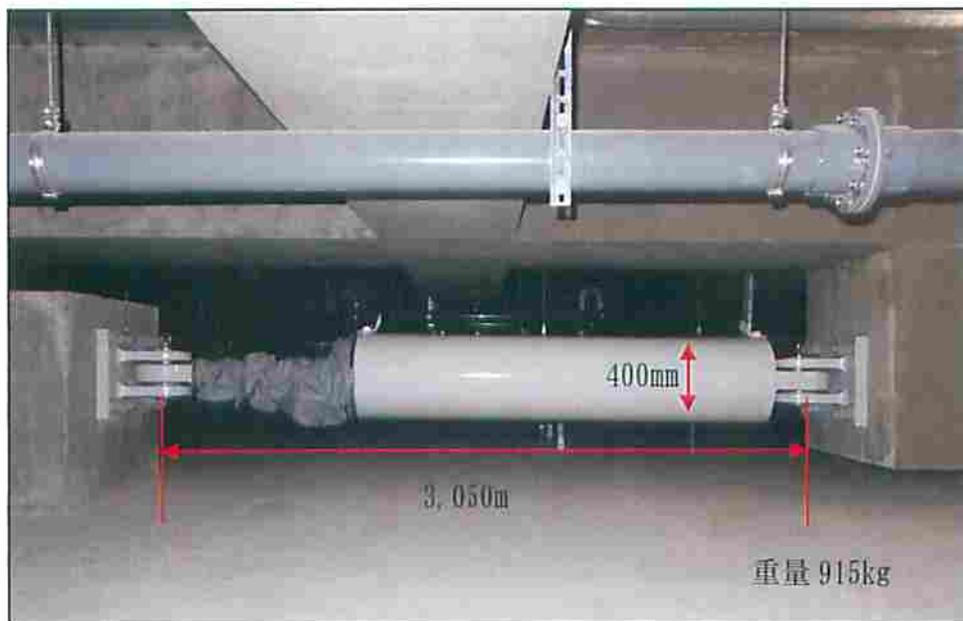
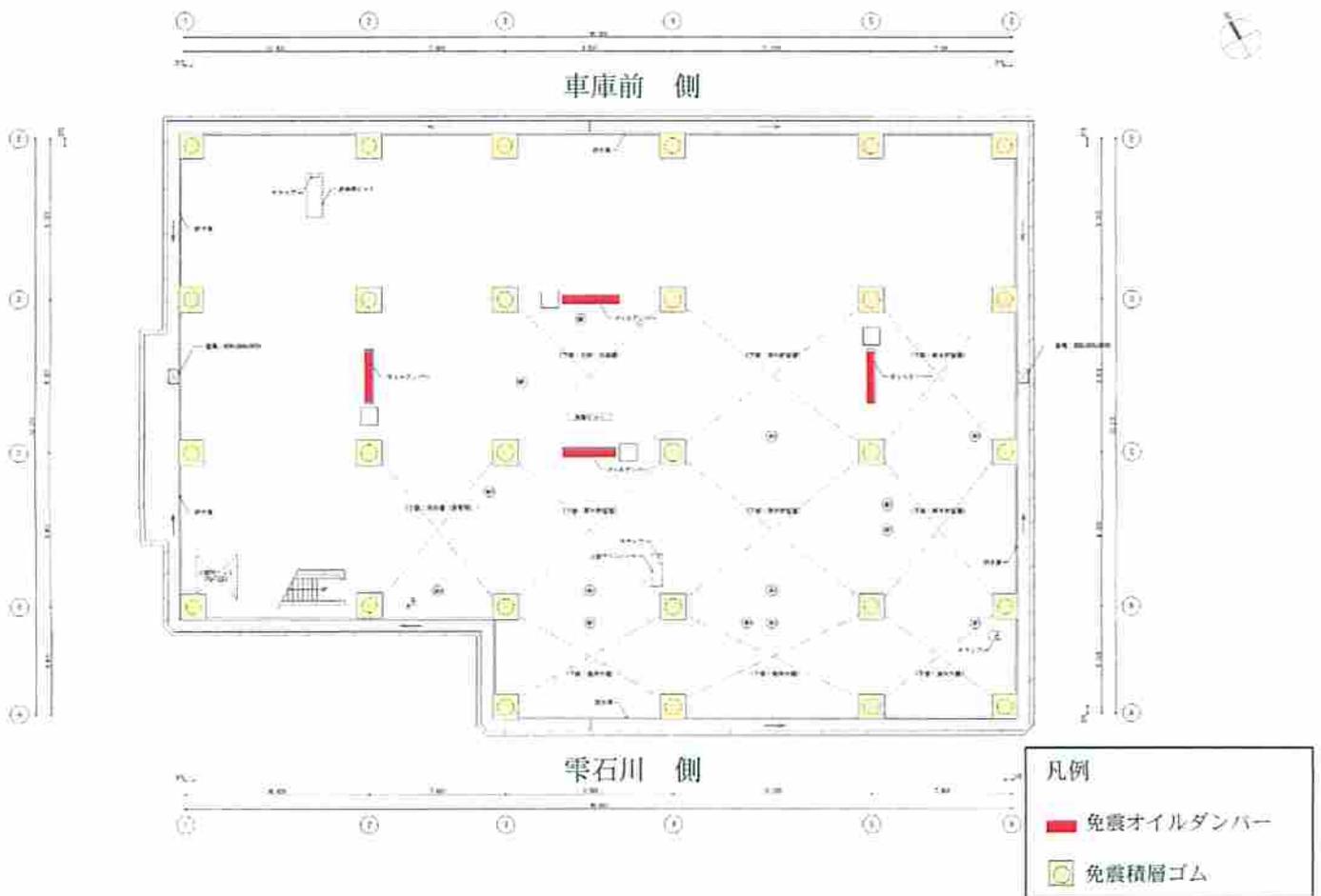
ウ 交換することとなった場合は、製品納入後、約 1 週間で交換作業が完了できる見込み

3 現状の安全性と今後の対応

当該庁舎の安全性については、国土交通省が平成 30 年 10 月 16 日に発表した第三者機関による安全性の検証内容から、直ちに倒壊する可能性は少ないと考えている。

今後については、当面の安全性を確保するための措置の速やかな履行及び検査データの確認状況により国土交通省の認定に基づく安全性の確認がとれない場合は早急に交換をすることについて、強力求めていくこととする。

盛岡中央消防署庁舎 免震ピットの状況



【カヤバシステムマシナリー株式会社製 免震オイルダンパー】
 型式 BDS1201300-B-1 製造 2014年10月
 大臣認定番号 MVBR-0326